

第239回

広島県都市計画審議会

と き 平成30年2月7日(水)
と ころ 県庁北館2階 第1会議室

土 木 建 築 局

第239回広島県都市計画審議会

議案

第1号議案

第2号議案

目 次

| 区分 | 議案 番号 | 市 町 | 付 議 事 項 | 決定 権者 | 摘 要 | 頁 |
|-------------|----------|-----|---------------------------|----------|--|---|
| 審 議 会 | 1 | — | 広島県都市計画制度運用方針の見直し について | — | 社会情勢の変化等に対応 した広島県都市計画制度 運用方針の見直し | 1 |
| | 2 | — | 都市政策部会の設置について | — | 広島県都市計画制度運用 方針の見直しに係る都市 政策部会の設置 | 5 |

第1号議案

広島県都市計画制度運用方針の見直しについて

都 計 第 661 号
平成 30 年 2 月 7 日

広島県都市計画審議会会長 様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市圏魅力づくり推進課
都 市 計 画 課

広島県都市計画制度運用方針の見直しについて（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

1 諮問事項

社会情勢の変化等に対応した広島県都市計画制度運用方針の見直しについて

2 諮問理由

社会情勢の変化等を踏まえ、本県における都市計画制度の運用に関する基本的な考え方を示す広島県都市計画制度運用方針（H14. 3. 26 策定）の見直しを行うことから、貴会の意見を踏まえた内容とするため。

第2号議案

都市政策部会の設置について

都市政策部会の設置について（案）

広島県都市計画審議会（以下、「審議会」という。）に諮問された「広島県都市計画制度運用方針（以下、「運用方針」という。）の見直しについて」に関する事項を調査するため、当審議会に都市政策部会（以下、「部会」という。）を設置する。

1 諮問内容

第1号議案のとおり

2 部会設置の理由

諮問は、都市計画制度の改正や社会情勢の変化等の背景を踏まえ、県が見直しを行う運用方針について、審議会の意見を反映させようとするものである。

この答申の取りまとめにあたっては、種々の分野にまたがる専門的な検討及び議論が必要になることから、部会を設置し、調査に当たらせる必要がある。

3 設置の規定

(1) 広島県都市計画審議会条例（昭和44年6月30日広島県条例第44号）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

(2) 広島県都市計画審議会運営規程

第15条 特別の事項及び専門の事項を調査するため、審議会の議決により、部会を置く。

4 部会における調査の実施計画

平成31年度の答申に向けて調査を行う。

5 部会の運営等

広島県都市計画審議会運営規程による。